障害福祉サービスの利用手続き

①相談　②申請 介護給付　訓練等給付 ※1　※2	①区役所または指定特定相談支援事業者へ相談する。 ②区役所へ申請する。 (P16)
③審査・判定	③区職員または区の委託事業所職員が、認定調査とサービス利用意向や家族の状況等について聞き取りを行います。障害の状況等について、医師に意見書を記入してもらい、それをもとに審査・判定を受ける。
④認定	④障害支援区分1～6、非該当の認定をうける。 ＊申請から障害支援区分の認定までは1～2ヶ月が目安です。
⑤計画案の作成	⑤申請者は指定特定相談支援事業者に「サービス等利用計画案」を作成してもらい、区に提出する。 (障害児の場合は、指定障害児相談支援事業者に「障害児支援利用計画案」を作成してもらい区へ提出) ＊申請者や家族が作成しても良い。その場合、作成した計画案は「セルフプラン」という。
⑥支給決定	⑥区は提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえて、支給決定をし「受給者証」が交付される。
⑦サービス担当者会議	⑦指定特定相談支援事業者(指定障害児相談支援事業者)は、支給決定後にサービス担当者会議を行う。
⑧計画の作成　事業者と契約	⑧サービス事業者との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」(障害児支援計画)を作成する。 それにより申請者はサービス事業者と利用契約をする。
⑨サービス利用の開始	⑨サービス利用開始後、サービス提供事業者等に利用負担額を支払う。
⑩計画の見直し	⑩一定期間ごとに「サービス等利用計画」(障害児支援計画)の見直し(モニタリング)を行う。

※1　「同行援護」の利用申請の場合
　　障害支援区分の認定は必要ありませんが、同行援護アセスメント調査票の基準を満たす必要があります。
※2　「共同生活援助」の利用申請のうち、一定の場合は障害支援区分の認定が必要です。

サービス利用に関する留意事項
【障害児を対象としたサービスについて】
1．障害児については、居宅サービスの利用にあたっては、障害総合支援法に基づく「指定特定相談支援事業者」が「サービス等利用計画案」を作成し、通所サービスの利用にあたっては、児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援事業者」が「障害児支援利用計画案」を作成します。
2．障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な診断を行うため障害児支援計画の作成は必要ありません。